

パブリックコメント公表資料
(水道事業ビジョン・水道事業経営戦略)

1.公表の目的

「水道事業ビジョン」および、「水道事業経営戦略」の策定にあたり実施したパブリックコメントについて、提出されたご意見の概要と、それに対する町の考え方を取りまとめ、公表するものです。

2.個人情報等の取扱い

- ・意見提出者の氏名等、個人が特定され得る情報は非公表とします。
- ・公表にあたっては、意見の趣旨を損なわない範囲で、改行・表記ゆれ等を整形する場合があります。
- ・計画（案）に対する賛否の投票結果ではなく、提出意見の内容と町の考え方を示すものです。

3.実施期間

令和8年2月19日（木）～令和8年3月13日（金）

4.「水道事業ビジョン」：意見と町の考え方

No.	該当箇所	意見（概要）	町の考え方
1	37 頁	再雇用者が活躍できる制度になっているか。	将来の技術職・若手不足に備え、再雇用職員をアドバイザー的指導者として位置づけ、ノウハウ・技術継承の仕組みを構築し技術力向上を図ります。現時点での技術職の再雇用者はおりません。
2	37 頁	「民間委託の検討」と「官民連携の検討」は同じ意味なので文言統一すべきでは。	位置づけは近いが、「民間委託」は特定の業務を民間へ委ねる手法、「官民連携」は包括委託・コンセッション等のより広範囲な連携形態を想定しており、区分して記載しています。
3	37 頁	耐用年数超過後の更新は遅い。超過前に更新計画・優先順位付で取り組むべき。	耐用年数到達前に一律更新はリスク低いですが、更新が同時期集中し事業費急増のとなります。耐用年数を重要基準としつつ重要度・管種等を総合評価し優先順位を付け、事業費・作業量の平準化を図り更新してまいります。「超過後に着手」という考

			えではなく、耐用年数を1つの目安として更新を進めていきます。
4	37 頁	更新費用確保が目標だが、実施内容は費用把握で止まり、確保策の記載がない。	更新費用確保策として「料金改定の検討」「補助金等の活用」を追記します。
5	37 頁	「資産活用による収入の確保」の具体イメージは。	余力資金の計画的運用等が考えられます。更新需要等の今後の資金状況を踏まえ検討していきます。
6	39 頁	料金回収率の目標は現状より上を目指すべき。下回る目標はあり得ない。	料金回収率の目標値は100%以上を設定します。高すぎると料金収入が費用を大幅に上回ることになり得るため、累進的上昇を想定してはおりません。
7	41 頁	「10年毎の見直し」とあるが、PDCAによる評価・目標再設定も10年毎か。通常は毎年評価し必要に応じ見直す。	ご指摘のとおりPDCAは10年毎に行うものではございません。「10年ごとの見直し」は中長期的改定を想定しています。一方PDCAは毎年度の決算・事業評価で進捗把握・検証し、必要に応じ事業内容見直しや目標修正を行います。誤読の恐れがあるため修正いたしました。

5. 「水道経営戦略」：意見と町の考え方

No.	該当箇所	意見（概要）	町の考え方
1	策定手法について	委託で策定したことは理解するが、内容から「委託先への丸投げ」に見える。	専門知見活用のため委託しております。丸投げではなく、記載の活用割合や事業内容、文言等は委託事業者と協議しつつ町が主体で整理しています。また、学識経験者や町内関係者で構成する委員会を3回開催し意見も踏まえ検討しております。
2	民営化への懸念	官民連携が「民主導」、広域連携が「事業の大規模化」に結びつき、水は営利でなく行政責務として官主体で進めるべき。	官民連携・広域連携は将来の事業運営を見据えた方策の1つで、民間へ全面的に委ねる前提ではございません。広域化は民営化目的ではなく、人口減少・職員減少等に対応し安定運営を図る手法の1つと捉えております。
3	老朽管路更新・国	老朽管更新は急ぐべき。水源確保等は国の責務であり、国	老朽管更新は重要課題で計画的に取り組んでいきます。水道事業は法に基づき自治体

	の責務	の責務に関する記述が見当たらないのは残念。	が主体で、施設整備・維持管理も自治体が担っております。今回の計画の中で責務についての記述はございませんが、国は補助制度や技術的支援等で支援する役割であり、制度も活用し安全・安心な運営に努めていきます。
--	-----	-----------------------	--